

報告(1)

令和3年(2021年)10月5日
教育政策課

新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について

8月 5日(木)

第3・4回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

国「ステージ4」(7月29日から8月4日までの1週間で、
616名の新規感染者。8月4日時点の病床使用率33.4%)
国が熊本県へ『まん延防止等重点措置』を適用することを決定
(8月8日から8月31日まで)。県は熊本市を重点措置区域とす
ることを決定

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重
点措置適用等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染
症拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底に
ついて

- ・7月30日付け通知の対応期間を8月31日まで延長

8月19日(木)

国が、熊本県に適用されている『まん延防止等重点措置』を9月
12日まで延長することを決定

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重
点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナ
ウイルス感染症拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の
一層の徹底について

- ・対策期間を9月12日まで延長
- ・一斉に登校した際に感染者や濃厚接触者を出さないよう、最
大の危機感を持って対策を行う
- ・臨時休業等になった場合に備えて、学びを止めないためのオ
ンライン等による支援体制を準備
- ・学校におけるクラスターを発生させないため、教職員や児童
生徒・保護者に対し、それぞれ学校や家庭での感染防止対策を
徹底するよう働きかけ

8月24日(火)

知事・教育長共同臨時記者会見

- ・8月20日には過去最多の317名の新規感染者を確認
- ・第5波において、児童生徒を含む10代までの感染者数は直近
1週間で470名と第4波のピーク時の4.2倍(速報値)
- ・新学期を迎え、子どもたちの間で更に感染が拡大することを非
常に危惧(以上、知事コメント抜粋)

- 県立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感
染症対策の徹底について

- ・【熊本市の県立高校】:(1)準備が整い次第、分散登校を実施
(2)必要に応じて、時間短縮や時差登校も実施

- ・【熊本市外の県立高校・中学校】:(1)地域や学校の感染状況に
応じて、時間短縮や時差登校を実施 (2)熊本市からの通学者
が多い場合や地域等の感染状況によっては、分散登校を実施
- ・【県立特別支援学校】:(1)万全な感染症対策を講じた上で、原
則、通常登校 (2)地域の感染状況や隣接する医療機関との協
議によっては、臨時休業又は分散登校を実施
- ・始業式等は、放送等での実施を検討
- ・体育大会・運動会は、半日開催や無観客開催、児童生徒等が密
集する活動等を控えたプログラム設定を検討
- ・部活動は9月12日まで原則中止

9月 9日(木)

国が、熊本県に適用されている『まん延防止等重点措置』を9月
30日まで延長することを決定

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重
点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナ
ウイルス感染症感染拡大防止の徹底について

- ・8月24日付け通知の対策期間を9月30日まで延長

9月 22日(水)

第3・5回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

国「ステージ3」(9月15日から9月21日までの1週間で、
248名の新規感染者。9月21日時点の病床使用率24.7%)
国の『まん延防止等重点措置』が9月30日で解除された場合、
「熊本蔓延防止宣言」に基づく対策は終了。10月1日から10
月14日までの期間を「医療を守る行動強化期間」とし、一部の対
策を継続。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重
点措置解除に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症
感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について

- ・原則通常登校(現在実施中の分散登校は延長せず、各学校の感
染状況に応じて臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮等を
検討)
- ・学習活動については、感染リスクの低いものから徐々に実施
を検討。特に感染リスクの高いものは慎重に検討。
- ・修学旅行や学校行事なども、地域や学校の感染状況等を踏ま
えて、実施の可否を慎重に検討。
- ・部活動については活動を再開。県外における練習試合等の交
流活動は、引き続き当面禁止。公式大会は県外を含め参加可。

以上

教人第864号
教文第1370号
教高第812号
教特第300号
教体第741号

令和3年（2021年）9月9日

各県立学校長様

教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の徹底について（通知）

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、この度、令和3年（2021年）9月30日（木）まで延長されることになりました。

県立学校においても、引き続き児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況があります。

各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

つきましては、令和3年（2021年）8月24日付け教人第765号 教文第1219号 教高第733号 教特第269号 教体第684号で通知した対策の期間を令和3年（2021年）9月30日（木）までとします。

なお、部活動の対応については、下記のとおりとします。

各校においては、家庭と感染拡大への危機感を共有し、引き続き感染防止対策に万全を期していただきますようお願いします。

また、分散登校を実施する学校においては、子供の健やかな学びを保障していくことや心身への影響等を踏まえ、引き続き、オンライン等による学習支援を行うなど適切に対応をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

部活動は、令和3年（2021年）9月30日（木）まで、原則中止とする。

ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。

また、その際は、児童生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないよう配慮すること。

なお、分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することがないようにすること。

校長は、競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習

期間が必要な場合、及び大会2週間前からの練習試合（県内に限る）が必要な場合は、教育委員会（関係課）と事前に協議すること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
　　高校教育課 石村、米村、大塚、新生
　　096-333-2685
- 特別支援学校に関すること
　　特別支援教育課 前川、竹永
　　096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
　　体育保健課 濱本、杉原
　　096-333-2712
- 部活動に関すること
　　体育保健課 濱本、鳴瀬
　　096-333-2712
　　文化課 後藤、村上
　　096-333-2704
- 教職員に関すること
　　学校人事課 横川、上村
　　096-333-2694

<本通知のポイント>

国による「まん延防止等重点措置」適用の期限の延長を受け、令和3年（2021年）8月24日付け教義第506号、教特第269号、教体第684号、教人第765号による対応を、令和3年9月30日（木）まで延長することについてお知らせします。

教義第569号
教特第300号
教体第741号
教人第864号

令和3年（2021年）9月9日

各市町村教育長様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の徹底について（通知）

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、この度、令和3年（2021年）9月30日（木）まで延長されることになりました。

また、県内の学校においても、引き続き児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況があります。

各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

このような状況を踏まえ、令和3年（2021年）8月24日付け教義第506号、教特第269号、教体第684号、教人第765号で通知した対策の期間を、令和3年（2021年）9月30日（木）まで延長することとします。

なお、部活動の対応については、下記のとおりとします。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知くださるとともに、家庭と感染拡大への危機感を共有し、引き続き感染拡大防止のために連携して取り組むよう指導をお願いします。

また、分散登校を実施する学校においては、子供の健やかな学びを保障していくことや心身への影響等を踏まえ、引き続き、オンライン等による学習支援を行うなど適切に対応をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

部活動は、令和3年（2021年）9月30日（木）まで、原則中止とする。

ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。

なお、その際、児童生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないよう配慮すること。

また、分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動す

ることがないようにすること。

学校は、競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習期間（大会前3週間を限度とする）が必要な場合又は大会2週間前からの練習試合（県内に限る）が必要な場合は、市町村教育委員会が認める場合に限り、実施することができる。ただし、地域の感染状況を踏まえ慎重に判断すること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校及び特別支援学級に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689
- 教職員に関すること
学校人事課 平井、池田
096-333-2695

教人第909号
教文第1485号
教高第901号
教特第319号
教体第810号
令和3年（2021年）9月22日

各県立学校長様

教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置解除に伴う
県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び
教職員への指導について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に出されているまん延防止等重点措置が令和3年（2021年）9月30日（木）をもって解除されることが検討されています。

つきましては、令和3年（2021年）9月9日付け教人第864号 教文第1370号 教高第812号 教特第300号 教体第741号を、令和3年（2021年）9月30日（木）をもって廃止します。

なお、解除後の感染防止対策については、令和3年6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28 Ver.6）2021.5.28一部修正」のレベル2に基づき、引き続き万全を期していただきますようお願いします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

また、各校においては、子供の健やかな学びを保障していくことや心身への影響等を踏まえ、今後の感染状況により臨時休業や分散登校等が必要となる場合を想定して、引き続き、オンライン等による学習支援体制の充実に努めてください。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 現在実施中の分散登校は延長せず、今後は各学校の感染状況に応じて臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮等を検討すること。なお、臨時休業や分散登校を実施する際には事前に関係各課と協議すること。
- 2 学習活動については、感染リスクの低い活動から徐々に実施を検討し、特に、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動については、地域や学校の感染状況に応じて実施の可否を慎重に検討すること。
- 3 修学旅行や学校行事などについても、地域や学校の感染状況等を踏まえて、実施の可否を慎重に検討すること。
- 4 部活動における練習試合等、大会参加及び合宿については、以下のとおりとする。
 - (1) 練習試合等（他校との交流活動を含む）について
 - ① 県内での練習試合等は実施可とする。
 - ② 県外での練習試合等は、県外からの受け入れも含め、引き続き当面禁止とする。
 - (2) 大会参加について（県外を含む）
公式大会は、次の①～③を遵守した上で、参加できるものとする。
 - ① 遠征前から行うこと

- ア 大会開催地（宿泊地を含む）の感染状況に関する最新情報を確認し、感染が流行している地域への移動は慎重に判断すること。なお、感染が流行している地域にやむを得ず移動する場合には、最大限の感染対策を講じること。
- イ 県外への大会参加の場合は、運動競技会参加届を県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）
- ウ 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。また、できるだけ参加生徒も同アプリをインストールすること。
- エ 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

② 遠征中に行うこと

- ア 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
- イ 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
- ウ 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。
- エ 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染対策を徹底すること。

③ 遠征後に行うこと

- ア 帰宅後2週間程度は、検温記録を確実に取るなど、遠征後の健康観察に努めること。

（3）合宿について

合宿の実施については、できるだけ控えることとし、最大の危機感を持って慎重に判断するとともに長期日程とならない計画等の配慮をすること。

なお、感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送ること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関する事
　　高校教育課 石村、米村、大塚、新生
　　096-333-2685
- 特別支援学校に関する事
　　特別支援教育課 前川、竹永
　　096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関する事
　　体育保健課 濱本、杉原
　　096-333-2712
- 部活動に関する事
　　体育保健課 濱本、鳴瀬
　　096-333-2712
　　文化課 後藤、村上
　　096-333-2704
- 教職員に関する事
　　学校人事課 横川、上村

<本通知のポイント>

「まん延防止等重点措置」が令和3年(2021年)9月30日をもって解除されることが検討されていることを受け、9月9日付け教義第569号、教特第300号、教体第741号、教人第864号において、衛生管理マニュアルの「レベル3」に基づく対応としていたことを、10月1日以降は「レベル2」に基づく対応に変更することについてお知らせします。

教義第610号
教特第319号
教体第810号
教人第909号

令和3年(2021年)9月22日

各市町村教育長様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置解除に伴う
市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒
及び教職員への指導について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に出されているまん延防止等重点措置が令和3年(2021年)9月30日(木)をもって解除されることが検討されています。

つきましては、令和3年(2021年)9月9日付け教義第569号、教特第300号、
教体第741号、教人第864号を、令和3年(2021年)9月30日(木)をもって
廃止します。

なお、解除後の感染対策については、令和3年6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.4.28 Ver.6) 2021.5.28一部修正」の「レベル2に基づき、引き続き感染防止に万全を期していただきますようお願いします。」特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知をお願いします。

また、各学校においては、子供の健やかな学びを保障していくことや心身への影響等を踏まえ、今後の感染状況により臨時休業や分散登校等が必要となる場合を想定して、引き続き、オンライン等による学習支援体制の充実に努めてください。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮等の実施については、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断すること。
- 2 学習活動については、感染リスクの低い活動から徐々に実施を検討し、特に、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動については、地域や学校の感染状況に応じて実施の可否を慎重に検討すること。
- 3 修学旅行や学校行事などについても、地域や学校の感染状況等を踏まえて、実施の有無を慎重に検討すること。

4 部活動における練習試合等及び大会参加については、以下のとおりとする。

(1) 練習試合等（他校との交流活動を含む）について

① 県内での練習試合等は実施可とする。

② 県外での練習試合等は、県外からの受け入れも含め、引き続き当面禁止とする。

(2) 大会参加について（県外を含む）

公式大会は、次の①～③を遵守した上で、参加できるものとする。

① 遠征前から行うこと

ア 大会開催地（宿泊地を含む）の感染状況に関する最新情報を確認し、感染が流行している地域への移動は慎重に判断すること。なお、感染が流行している地域にやむを得ず移動する場合には、最大限の感染対策を講じること。

イ 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。

ウ 発熱等のかぜ症状等がある児童生徒は参加させないこと。

② 遠征中に行うこと

ア 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

イ 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

ウ 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。

エ 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染対策を徹底すること。

③ 遠征後に行うこと

ア 帰宅後2週間程度は、検温記録を確実に取るなど、遠征後の健康観察に努めること。

【問合せ先】

○市町村立学校に関する事

義務教育課 藤岡、松山、平野

096-333-2688

○特別支援学校及び特別支援学級に関する事

特別支援教育課 前川、竹永

096-333-2683

○保健、衛生面の対応に関する事

体育保健課 濱本、杉原

096-333-2712

○部活動に関する事

体育保健課 濱本、鳴瀬

096-333-2712

義務教育課 塩村、小原

096-333-2689

○教職員に関する事

学校人事課 平井、池田

096-333-2695

令和3年(2021年)9月30日(木)

新型コロナウイルス感染症に係る感染者数について

学校人事課・体育保健課

1. 過年度比較(私立、国立、熊本市立学校を除く)

年度		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	総計
R2	児童生徒数	39	18	35	1	93	107
	教職員数	5	7	2	0	14	
R3 (4月～9月末 まで)	児童生徒数	256	144	193	12	605	671
	教職員数	26	20	13	7	66	

2. 令和3年度7～9月比較(私立、国立、熊本市立学校を除く)

月		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	総計
7月	児童生徒数	10	6	3	0	19	27
	教職員数	6	1	1	0	8	
8月	児童生徒数	144	77	112	7	340	378
	教職員数	15	14	6	3	38	
9月	児童生徒数	66	44	44	3	157	166
	教職員数	3	4	2	0	9	

3. 学校(所在地)クラスター一覧(令和2年度～令和3年9月30日現在)

○令和2年度

公表日	校種(所在地)
12月21日	小学校(八代市)

○令和3年度

公表日	校種(所在地)
4月25日	県立高校(県北)
8月2日	小学校(荒尾市)
9月5日	中学校(大津町)
9月8日	県立高校(県央)
9月12日	県立高校(県北)